

職業紹介手数料及び返戻金制度について

★ 紹介手数料

基本的には求職者の予定年収の40%です。

業務開始金 紹介手数料の50%

業務終了金 紹介手数料の50%

★ 紹介手数料返戻金について

採用決定者が入社日以後の保証期間内に、自己都合による退職または御社の就業規則に基づき解雇に至った場合は、次の基準で紹介手数料を返還するものとする。

①：雇用契約成立後（試用期間含む）30日まで 職業紹介手数料の80%

②：雇用契約成立後（試用期間含む）90日まで 職業紹介手数料の50%

但し、採用決定者の死亡・病気など不測の事態による場合ならびに御社の採用決定者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する場合はこの限りではない。

許可番号 27-ユ-302566

アットジャパンプランニング株式会社